

本会議のあらまし

令和7年館林市議会第2回定例会は、6月6日から19日までの14日間の会期で開かれました。
この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案も含めて16件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
Ⅱ人権擁護委員の菅沼道雄さんが、本年9月30日をもって任期満了となるが、再薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽副市長の選任について
Ⅱ副市長の野口一幸さんの任期が、本年7月11日をもって満了となることから、後任に相澤均さんを選任したいとして、地方自治法の規定により、議会に対し同意を求められたもので、選任につき全員一致で同意されました。



副市長
相澤 均さん

▽固定資産評価員の選任について
Ⅱ本年4月1日付け人事異動で、新たに税務課長となった小野秀夫課長を選任するため、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求められたもので、選任につき全員一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市個人番号カード利用条例Ⅱ新たにタクシー運賃助成システムを導入し、現在交付している「高齢者通院等タクシー利用券」及び「いきいきタクシー券」

を一元化するとともに、多くの市民が保有する個人番号カードを活用した運賃助成を行うに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律に基づく個人番号カードの利用について条例で定める必要があるため、本条例を制定するもので、賛成多数で可決されました。
▽館林市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例Ⅱ子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、最低基準の目的や向上、乳児等通園支援事業者の責務と一般原則、非常災害の対策など、乳児等通園支援事業の設備及び運営に關して必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、賛成多数で可決されました。



条例の改正

▽館林市税条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、公示送達の方法について、従前の掲示場での公表から、インターネットを利用する方法により閲覧することができ、措置をとるとともに、掲示場での公表又は事務所に設置したパソコン画面による公表を併用する方法に改めるため、また、個人住民税について、19歳以上23歳未満の大学生年代の子を持つ親等の税負担を軽減するため、特定親族特別控除を創設するため、次に、たばこ税について、加熱式たばこの課税方法において、紙巻たばこの税負担の差を解消するため、課税標準の特例を設けることから、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。

▽館林市立保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例Ⅱ市立保育園の民営化

に当たり、本条例の一部を改正し、公の施設として本条例に規定する保育園から、令和8年4月に民営化となる渡瀬保育園及び成島保育園を除くもので、賛成多数で可決されました。



渡瀬保育園

◆追加議案

▽館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部を改正する条例Ⅱ国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める選挙に係る職にある者への報酬額の基準が引き上げられ、本市における当該者への報酬額について、同法に準じた額とするため、本条例の一部を改正するもので、全員一致で可決されました。